

平成23年第1回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月10日（木曜日）

◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	議案第3号	平成23年度豊頃町一般会計予算
3	議案第4号	平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計予算
4	議案第5号	平成23年度豊頃町介護保険特別会計予算
5	議案第6号	平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算
6	議案第7号	平成23年度豊頃町医療施設特別会計予算
7	議案第8号	平成23年度豊頃町簡易水道特別会計予算
8	議案第9号	平成23年度豊頃町公共下水道特別会計予算

◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	前川啓一君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
企画課長	佐藤潤君
住民課長	柄崎明久君
福祉課長	吉村進君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	高倉明君

農業委員会事務局長 友重誠一君
教育委員会教育課長 山本芳博君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長 和田宏樹君
庶務係長 渡辺良英君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番菅谷誠議員及び4番森一彦議員を指名します。

◎ 議案第3号から議案第9号

- 小野木議長 日程第2議案第3号平成23年度豊頃町一般会計予算について、日程第3議案第4号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について、日程第4議案第5号平成23年度豊頃町介護保険特別会計予算について、日程第5議案第6号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6議案第7号平成23年度豊頃町医療施設特別会計予算について、日程第7議案第8号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計予算について及び日程第8議案第9号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計予算についてを一括議題とします。

議案第3号から議案第9号までの7件について、一括して提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

- 石田副町長 平成23年度の豊頃町一般会計予算及び国民健康保険特別会計を含む6特別会計予算につきまして、議案第3号から議案第9号まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第3号平成23年度豊頃町一般会計予算について御説明いたします。予算書1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,334万8,000円と定めるものであります。対前年度比では9.7%の増となります。

2ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款町税4億6,386万9,000円、2款地方譲与税1億800万円、3款利子割交付金100万円、4款配当割交付金20万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金3,500万円、7款自動車取得税交付金1,900万円、8款地方特定交付金740万円、9款地方交付税21億2,776万6,000円、10款交通安全対策特別交付金150万円、11款分担金及び負担金5,747万6,000円、12款使用料及び手数料8,809万7,000円、13款国庫支出金2億6,116万5,000円、14款道支出金2億8,307万9,000円、15款財産収入4,149万1,000円、16款寄附金5,000円、17款繰入金1,323万2,000円、18款繰越金1,300万円、19款諸収入7,176万8,000円及び20款町債5億4,020万円、以上が款ごとの歳入予算であります。項につきましてはここに掲げたとおりであります。

次に5ページ、歳出では、1款議会費6,468万8,000円、2款総務費5億9,885万円、3款民生費9億3,146万8,000円、4款衛生費2億4,462万7,000円、5款農林水産業費3億1,172万8,000円、6款商工費8,181万9,000円、7款土木費6億5,612万7,000円、8款消防費2億1,058万7,000円、9款教育費3億4,699万4,000円、10款災害復旧費135万円、11款公債費6億8,411万円及び12款予備費100万円、以上が款ごとの歳出であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、第2条の地方債は、法の規定に基づき、その目的、限度額など諸条件を8ページの第2表、地方債に定めるものであり、9件で限度額合計を5億4,020万円と定めるものであります。

次に、第3条の一時借入金は、法の規定に基づき一時的な借り入れの最高額を5億円と定めるものであります。

次に、第4条の歳出予算の流用は、法の規定に基づき予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の経費の金額を流用することができることを定めたものであります。

次に、議案第4号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。予算書175ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,207万4,000円と定めるものであります。対前年度比では1.8%の増となります。

176ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款国民健康保険税1億7,507万6,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金1億6,546万1,000円、4款療養給付費交付金1,487万6,000円、5款前期高齢者交付金1億814万3,000円、6款道支出金3,208万円、7款共同事業交付金7,000万円、8款財産収入2万2,000円、9款繰入金4,640万6,000円、9款繰越金2,000円及び11款諸収入7,000円。以上が款ごとの歳入予算であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に178ページ、歳出では、1款総務費440万6,000円、2款保険給付費4億1,425万7,000円、3款後期高齢者支援金等7,043万7,000円、4款前期高齢者納付金等20万5,000円、5款老人保健拠出金6,000円、6款介護納付金3,431万7,000円、7款共同事業拠出金8,336万6,000円、8款保健事業費411万7,000円、9款基金積立金2万2,000円、10款諸支出金84万1,000円及び11款予備費10万円、以上が款ごとの歳出予算であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、議案第5号平成23年度豊頃用介護保険特別会計予算について御説明いたします。予算書209ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,634万円と定めるものであります。対前年度比では5.5%の増となります。

210ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款介護保険料4,656万5,000円、2款使用料及び手数料153万円、3款国庫支出金8,078万8,000円、4款道支出金4,

907万9,000円、5款支払基金交付金9,284万7,000円、6款財産収入5万3,000円、7款繰入金5,547万3,000円、8款繰越金1,000円及び9款諸収入4,000円、以上が款ごとの歳入予算であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に212ページ、歳出では、1款総務費571万2,000円、2款保険給付費3億852万3,000円、3款地域支援事業費1,203万1,000円、4款基金積立金5万3,000円及び5款諸支出金2万1,000円、以上が款ごとの歳出予算であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、議案第6号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。予算書247ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,601万1,000円と定めるものであります。対前年度比では1.7%の減となります。

248ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款後期高齢者医療保険料3,043万円、2款繰入金1,528万6,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入10万2,000円及び5款広域連合支出金19万2,000円、以上が歳入予算であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、歳出では、1款総務費137万3,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金4,443万8,000円、3款諸支出金10万円及び4款予備費10万円、以上が款ごとの歳出予算であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、議案第7号平成23年度豊頃町医療施設特別会計予算について御説明いたします。予算書261ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,863万5,000円と定めるものであります。対前年度比では15.5%の増となります。

262ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款財産収入79万9,000円、2款繰入金4,183万5,000円、3款繰越金1,000円及び4款諸収入1億3,600万円、以上が款ごとの歳入予算になりますが、項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、歳出では、1款医院費1億2,960万3,000円、2款診療所費603万円、3款歯科診療所費3,550万1,000円及び4款公債費750万1,000円、以上が款ごとの歳出予算であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、議案第8号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計予算について御説明いたします。予算書277ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,694万4,000円と定めるものであります。対前年度比では16.7%の減となります。

278ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款使用料及び手数料1億1,940万円、2款国庫支出金1,745万円、3款繰入金3,959万4,000円、4款繰越金10万円及び5款町債6,040万円、以上が款ごとの歳入であります。項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、歳出では、1款総務費1億4,150万2,000円、2款公債費9,534万2,000円及び3款予備費10万円、以上が款ごとの歳出予算であります、項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、第2条の地方債は、法の規定に基づき、その目的、限度額など諸条件を280ページの第2表、地方債に定めるものであり、2件で限度額を6,040万円と定めるものであります。

次に、第3条の一時借入金は、法の規定に基づき一時的な借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第9号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計予算について御説明いたします。予算書303ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,970万5,000円と定めるものであります。対前年度比では2.5%の増となります。

304ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入では、1款分担金及び負担金14万7,000円、2款使用料及び手数料2,493万3,000円、3款繰入金1億8,882万5,000円、4款繰越金50万円、5款諸収入110万円及び6款国庫支出金420万円、以上が款ごとの歳出予算であります、項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、歳出では、1款総務費5,648万8,000円、2款公債費1億6,311万7,000円及び3款予備費10万円、以上が款ごとの歳出予算であります、項についてはここに掲げたとおりであります。

次に、第2条の債務負担行為は、法の規定に基づき、事項、期間及び限度額を306ページの第2表、債務負担行為により1件で限度額を110万円と定めるものであります。

以上、議案第3号の平成23年度豊頃町一般会計予算ほか、議案第4号から議案第9号までの6特別会計予算について、一括して提案の説明をさせていただきました。

以上でありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 ここで、お諮りします。

議案第3号から第9号に係る平成23年度豊頃町一般会計及び特別会計予算の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から第9号に係る平成23年度豊頃町一般会計及び特別会計予算の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

議案第3号平成23年度豊頃町一般会計予算についてを審議をします。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町一般会計予算書12ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款町税、1 項町民税。

(な し)

●小野木議長 2 項固定資産税。

(な し)

●小野木議長 3 項軽自動車税。

(な し)

●小野木議長 4 項町たばこ税。

(な し)

●小野木議長 2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税。

(な し)

●小野木議長 2 項地方揮発油譲与税。

(な し)

●小野木議長 3 款利子割交付金、1 項利子割交付金。

(な し)

●小野木議長 4 款配当割交付金、1 項配当割交付金。

(な し)

●小野木議長 5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金。

(な し)

●小野木議長 6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金。

(な し)

●小野木議長 7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金。

(な し)

●小野木議長 8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金。

(な し)

●小野木議長 9 款地方交付税、1 項地方交付税。

(な し)

●小野木議長 1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金。

(な し)

●小野木議長 1 1 款分担金及び負担金、1 項分担金。

(な し)

●小野木議長 2 項負担金。

(な し)

●小野木議長 1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

●小野木議長 2 項手数料。

- (な し)
- 小野木議長 1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。
(な し)
- 小野木議長 2 項国庫補助金。
(な し)
- 小野木議長 3 項委託金。
(な し)
- 小野木議長 1 4 款道支出金、1 項道負担金。
(な し)
- 小野木議長 2 項道補助金。
(な し)
- 小野木議長 3 項委託金。
(な し)
- 小野木議長 1 5 款財産収入、1 項財産運用収入。
(な し)
- 小野木議長 2 項財産売払収入。
(な し)
- 小野木議長 1 6 款寄附金、1 項寄附金。
(な し)
- 小野木議長 1 7 款繰入金、1 項繰入金。
(な し)
- 小野木議長 1 8 款繰越金、1 項繰越金。
(な し)
- 小野木議長 1 9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。
(な し)
- 小野木議長 2 項預金利子。
(な し)
- 小野木議長 3 項貸付金元利収入。
(な し)
- 小野木議長 4 項委託事業収入。
(な し)
- 小野木議長 5 項雑入。
(な し)
- 小野木議長 2 0 款町債、1 項町債。
(な し)
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 16ページですが、9款の地方交付税についての考え方について町長にお伺いしたいと思います。

現在の国政について、あるいは道におきましても、この財政というものについては非常に道民、あるいは本町の住民についても危惧するところではありますが、今後における地方交付税についての考え方というものを、どのように町長自身が考えて今後の本町における財政確保についての考え方をしていくべきかというところを、お考えがあればお伺いしたいと、このように考えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 交付税の中には、普通交付税と特別交付税がございますけれども、通常、普通交付税につきましては算定資料に基づいて、それぞれ国が示される算定数値とあわせて町内の公共施設、人口、農業、商工業いろいろな数字が加味されて計算されるわけでありまして。現在、二十二、三億ぐらい交付されておりますけれども、非常に危惧していることは、国勢調査によって人口が減りました。したがって、単位表の中で人口を用いる数値については、ある程度減額されるのは当然だと思います。したがって、予算計上についてもその辺十分踏まえ、通常より何%か減額し、そしてまた、収入支出のバランスがございますので、ある程度、税とともに交付税は留保をしながら計上したわけでありまして。

今、大崎議員の御指摘のように、6月か7月になりますと正式な計算資料に基づいて計算されますので、その時点で判明すると思っておりますけれども、国には、町村会として、町村の一般財源であります普通交付税の減額措置をしないように、財政安定化のために要望をしているところでございます。しかし、今言ったとおり、現実に人口が減るので、交付税がどれほど減になるかわかりませんが、恐らく、先ほど申し上げました6月、7月には数字が確定しますので、その時点で財源の配分ができるのではないかとこのように思っております。

ただ、これからは、そう大きく交付税に対する期待はできないと思っております。国でも交付税会計、非常に厳しい状況に追い込まれておりますので、あくまでもそういった意味で、国の考え方によっても大きく変わってくるのではないかとこのように思っております。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 その辺の財政の確保というものについては、非常に不透明というよりも不安定といいたいまいしょうか、そのような中での町政運営には、大きな影響があるなというふうに感じますが、もう一つ関連しますので、この地方交付税とあわせて国庫支出金については、性格上、若干違うと思うのですが、今回の予算では、この国庫支出金について増額を見込んでいるというような内容ですので、お考えをお聞きしたいなと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 国庫支出金並びに道支出金がありますけれども、国庫支出金については主に建設的な事業でありますと、国庫補助事業等々で入ってくる場合、また、民生福祉の関係で入ってくる

場合がございますが、そんなに大きな事業の変化がない限りは数字は大きく変わらないと思います。しかし、これも国がなかなか予算がありませんので、そういった基礎的な数値の移動があれば当然減ってくるのではないかというふうに思っておりますけれども、今の段階では通常の業務に差し支えない程度の歳入を見込んで予算を組んでおります。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 2項目について質問させていただいた内容につきましては、意とするところを若干述べさせていただいたと思うのですが、国庫支出金についての性格上、どうしても事業継続というものが福祉についても、あるいは経済事業についてもあるのではないかなど、こういうふうに考えているわけで、少なくとも足元、いわゆる道に対する働きかけというのが、十分反映するのではないかなど、こういうように理解をしているところでありまして、今後についての事業拡大とあわせて、国政よりも道に対する直轄的な事業というものについて、今後どういうふうにとらえているのかなどというところのお考えがございましたら、ひとつ御説明いただきたいと思うのですが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 恐らく社会資本整備事業の関係かと思っておりますけれども、今現在行っております道、国等に対するのは、継続事業、新規事業ですけれども、なかなか採択をされない、要望は出しておりますけれども、昨日も担当課長から御説明申し上げましたけれども、ある程度、重要性によっては順番待ち的なものもありますし、今言います社会資本整備事業の、要するに補助事業関係ですと、町村が計画したとおり、道も国もなかなか採択してくれないのが現状でございます。

そのほか一般的な福祉事業等々については、それぞれのケースに基づいて支給されておりますから別に問題はございませんが、一番肝心なのは、そういった土木費の国庫補助事業等については、国も財源不足のために、道もそうですけれども、なかなか我々が思うような、要求をしてもつかないのが現状でございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

次に、32ページからの歳出については目ごとに質疑を受けます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

(な し)

●小野木議長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

●小野木議長 2目文書広報費。

(な し)

●小野木議長 3目財産管理費。

(な し)

●小野木議長 4目町有林管理費。

説明第1号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第1号町有林造林事業の施行について。

平成23年度において、次のとおり町有林の適正な管理のため町有林造林事業を施行することとし、第2款総務費に計上しております。

1、事業概要について。事業施行箇所については、次ページの事業施行団地位置図を参照願います。

対図番号①統内団地については、下刈0.4ヘクタール。対図番号②茂岩団地については、下刈、間伐、24年度予定植栽のための準備事業になり、野そ駆除合わせて68.90ヘクタール。対図番号③安骨団地については、下刈、野そ駆除合わせて53.14ヘクタール。対図番号④二宮団地については、野そ駆除1.07ヘクタール。対図番号⑤旅来団地については、野そ駆除5.92ヘクタール。対図番号⑥長節団地については、野そ駆除11.74ヘクタール。対図番号⑦湧洞団地については、下刈、間伐合わせて33.20ヘクタール。対図番号⑧礼文内団地については、新植0.72ヘクタールを実施するほか、下刈、野そ駆除合わせて2.16ヘクタール。対図番号⑨農野牛団地では、間伐12.4ヘクタールを実施します。また、事業ごとの面積及び金額は記載のとおりであり、事業に係る予算は1,560万7,000円としております。

なお、契約の方法は随意契約で行います。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 先に進みます。

5目地方振興費。

(な し)

●小野木議長 6目生活安全推進費。

(な し)

●小野木議長 7目企画費。

(な し)

●小野木議長 8目地籍管理費。

(な し)

●小野木議長 9目電算情報管理費。

(な し)

●小野木議長 10目簡易郵便局費。

(な し)

●小野木議長 2項徴税费、1目税務総務費。

(な し)

- 小野木議長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。
(なし)
- 小野木議長 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。
(なし)
- 小野木議長 2目知事道議会議員選挙費。
(なし)
- 小野木議長 3目町議会議員選挙費。
(なし)
- 小野木議長 4目農業委員会委員選挙費。
(なし)
- 小野木議長 5項統計調査費、1目統計調査費。
(なし)
- 小野木議長 6項監査委員費、1目監査委員費。
(なし)
- 小野木議長 3款民歳費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
(なし)
- 小野木議長 2目長寿社会振興費。
(なし)
- 小野木議長 3目老人福祉費。
説明第2号、吉村福祉課長。
- 吉村福祉課長 説明第2号介護保険施設整備事業の施行について御説明いたします。
本案は、社会福祉法人豊頃愛生協会が平成23年度に実施する地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設と特別養護老人ホームとよころ荘のスプリンクラー整備事業に対して財政的な支援をするため、第3款民生費に計上いたしました。
1、事業概要であります。初めに、事業名のとよころ荘スプリンクラー整備事業から御説明いたします。このスプリンクラー整備事業は、平成21年4月に消防法施行令が改正されたことにより、平成23年度までにスプリンクラーの設置が義務づけられたことから、今年度支援するものでございます。
全体事業費は4,284万円で、全体事業費の内訳は、特養とよころ荘が3,272万2,000円、デイサービスセンターが1,011万8,000円です。町が支援する額は、予算額に記載をいたしました1,355万円でありますが、特養とよころ荘の総事業費の3,272万2,000円のうち、介護基盤緊急整備特別事業交付金2,585万7,000円が道から事業主体の豊頃愛生協会に交付され、補助残額の686万5,000円の2分の1の343万2,000円を支援することとし、デイサービスセンターの総事業費1,011万8,000円につきましては、町が設置した施設でもあり、全額を支援することとして、合わせて1,355万円の支援することといたしました。

事業内容は、とよころ荘の全施設 1,521 平方メートルにデイサービスセンターの全施設 470 平方メートルにスプリンクラーを設置をする予定でございます。

次に、事業名の地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設事業及び施設整備に要する備品購入の一部を支援する施設開設準備経費助成特別対策事業について御説明いたします。

初めに、特別養護老人ホーム建設事業であります。全体事業費は 4 億 3,986 万 6,000 円で、総事業費の内訳は、建築主体工事、これは機械設備、電気設備工事を含めて 3 億 4,177 万 5,000 円、外構工事費 3,202 万 5,000 円、備品購入費 4,200 万円、設計管理費は 2,406 万 6,000 円であります。町が支援する工事費は、建築主体工事費の 3 億 4,177 万 5,000 円のうち、予算額に記載をいたしました 3 億 4,150 万円であります。この 3 億 4,150 万円の財源は、介護基盤緊急整備等特別対策事業として道から助成されます 1 億 150 万円、過疎債の 2 億 4,000 万円を充当いたします。なお、外構工事、設計管理等については、豊頃愛生協会の自己資金で実施をいたします。

事業内容は、鉄筋コンクリートづくり平家建て、1 棟 29 床、延べ床面積は 1,631.40 平方メートルで、旧茂岩小学校グラウンド南側の茂岩栄町 5 番地及び 6 番地に建設をすることといたしまして、敷地は無償で貸し付けをするということでございます。

次に、施設開設準備経費助成特別対策事業であります。豊頃愛生協会が実施をいたします備品購入費の 4,200 万円のうち、予算額の 1,740 万円は道から介護基盤緊急整備等特別対策事業として、町を経由して豊頃愛生協会に助成をいたします。事業内容は備品購入であります。

次に、2 として事業主体は、社会福祉法人豊頃愛生協会で行います。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 説明を受けましたが、以前に新聞等でこの件についての記事が発表されましたが、着工時期がいつかをもう一度確認させていただけますか。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 事業主体が豊頃愛生協会で行うということでございますから、当初の計画では 7 月ごろを予定をしているというふうに聞いてございます。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 これはいろいろとスケジュールがあるのでしょうけれども、予算がこのように支援予算ということで提案されておりますが、地域密着型ですから町民は非常に待望しているわけですね。これについて、一般的に考えまして、7 月ぐらいという今の説明ですが、来年の 4 月には供用開始できるのでしょうかという不安があるのです。町民はこれを非常に望んでいる、あるいは期待しております。事業主体の方と密着な打ち合わせをされていると思うのですが、大丈夫でしょうかという不安や問い合わせがあるのではないかなど。私も個人的にあります。その辺の考え方はどういう状況なのか、もう少し詳しく説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 この施設につきましては、7月ごろ着工して、完成については来年の2月末には完成をします。3月の末になると思いますけれども、それぞれ上の施設から移る方もおりますし、一部は、今、待機している方、こういう方が3月20日ごろから末までの間に入居されると、4月1日から開設をして運営するということになってございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 これは事業主体ではありませんから、詳細については説明ができないのかもしれませんが。聞くところによりますと旧茂岩小学校の跡地ですから、周辺の建物から言うと、前回もこれについては議論されましたけれども、地盤が非常に軟弱地であります。そして、その場所における盛り土ということを前回も説明ありました。そういうふうに行きますと、即根掘りをしまして、建物をすぐ基礎をやって建てるという状況にはなっていないなというように想像しております。そういうようなことからいきますと、期日的に凍結時期にかかってくるので、建物の精度がやはりどうなのかなというところも心配しているところでもあります。

特に、これは本当に冬期間に向かって工事をするということは、精度の問題としてはやはりいかなものかなという感じがするものですから、できれば行政として指導的立場から、これらについての事業主体にできるだけ、これは道の関係の補助もあるのでしょうけれども、もう少し早期着工できればなという期待をしているところでもありますので、その辺、町長、もう少し町長の立場で作業を迅速にスピードアップできるものかどうかというところも確認していただきたいなと思いますので、その辺の期待感、ちょっとお述べいただけますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、大崎議員が心配しているとおおり、私も本当にあそこに住んでいて決していい地盤ではないし、建物そのものも大きな建物ですので、できるだけ早く着工できるように。もう一つは、補助申請で最終的に補助認可といいましょうか、それがおりてくるのがいつごろかまだわかりませんが、できるだけ行政としても許認可を早くしていただいて、建物は少なくとも年内には完成され、中の備品なり造作等々については、今言われたとおおり冬期間にかかろうかと思えます。本当にそういった意味では早く工事ができるよう、行政としても積極的に関係機関に働きたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 事業主体がとよころ荘になりますから、いろいろな問題もあると思いますけれども、こういう地域型の施設ができるという町民の期待というのはものすごく大きいわけですよ。どこまで理解をされているかわからないわけですが、当事者と言ったら失礼ですけども、そういう方々も期待が大きいし、家族にしても期待が大きいわけですよ。全員収容させていただけるというのでしたら全く問題はないわけですけども、そこまでいけるのか。そして、料金的な問題というのも大きいわけですよ。とよころ荘が事業主体でありますけれども、町が絡んでいますから、町行政に対しての期待と同じように地域密着型の中にも求められていると思うのです。それだけ期待も大きいと思うのです。その辺について、どのようにお考えですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 細部につきましては町が判定するわけではないですけれども、実態調査というか、今の報告によると四十数名が待っていると。そして、今、29床できますので、その29床に入る方の人選といいますか、入る認定判定は、特養のほうにそういった組織があつて行うと思います。しかし、今、町民が心配しているのは、どういう程度で入れるのか、さらに、年金がどのくらいでどのくらい負担するのかということだと思いますので、そういうことにつきましては、できるだけ早く担当課のほうととよころ荘と打ち合わせをして、ある程度の見通しが補助申請し建設する段階になりましたら、町民に何らかの形で説明するなりPRをしていかなければならないかなと思っております。

できるだけ期待に合わせた建物であり、また、皆さんが待ちに待っているような状況ですので、そういった基準といいたししょうか、名前等は報告できませんけれども、ある程度、おおよそこういう形で選考されますということで、町民に広く透明性を持って判定するよう、行政側としても指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 とよころ荘は経験がありますから十分理解していると思いますけれども、結局、高齢者の方の考えといいたししょうか、立場といいたししょうか、私たちも記憶力がなくなったですとか、いろいろな問題が私たち自身にも生じているわけですよ。ですから、入所対象者になる方につきましては、私たちがふだん考えている物差しでははかり知れないものがあるのではないかなと思うわけですよ。ここを埋めてやらないとならないのではないかなというふうに思うわけです。このことも大事だと思いますので、行政がかかわっていますから、この辺につきましても、町長の行政報告の中にもそのようなことが大きく取り上げられていますので、愛生協会と十分な意見の交換を持ちまして、行政もきちんと対応していただきたい。理解をきちっとしてもらい、そして不安を持たせないような扱いをしていただきたいと思います。その点についてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいま長谷川議員の申し上げたこと、私もそうだと思いますので、今後、担当課ととよころ荘のほうの担当者で十分に協議をし、そして透明性を持って各町民に広報等で周知したいというふうに思っています。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 特老の関係は、先ほどでおおよそ理解をしているのですが、スプリンクラーの関係で提案されておりますが、このスプリンクラーについては前回は議会でも議論をさせていただきました。

これにつきまして関連するのですが、この老人費福祉費の中で高齢者、特に今回も予算を計上されているのですが、火災報知器の関係の予算というものがここで見られています。30万円ほ

どですが。これとあわせてお聞きしたいのですが、このスプリンクラーは消防法に抵触するという事で、早急にという議論をさせていただいていますが、この時期についても、やはりできれば早急にこれらについての、これは補助の関係もあるといえればそれで終わってしまうのですが、できればそういう火災が発生する前の防衛といいますか、予防といいますか、そういうようなことを考える意味合いからいって、できればそれらについての着工時期というものもどのように考えているのかなとうところを、わかりましたら説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 特養のスプリンクラーの設置の関係でありますけれども、これについては、時期等についてはまだ詳細に煮詰めておりません。ただ、23年度中に設置をしなければならないということでもありますので、新年度に入りましたら事業を進めていくというようなことになろうかと思えます。

なお、上の施設のスプリンクラーの設置につきましては、施設が高台にあるというようなことから、停電のとき、それらについては水圧が足りないというようなことで、別施設を建ててそこにポンプ室、それから発電施設等を設けるために、多少費用がかさむというようなことになってございます。

さらに、家庭用の火災報知器の関係でありますけれども、これは町内に居住をしております満65歳以上のひとり暮らしの者、または寝たきりの方で町民税が非課税の方に対しまして、この火災報知器の助成をしております。購入金額の2分の1ということで上限が3,000円ということで実施をしている事業でございます。

23年度につきましては10戸ということで、3万円ほど予算を計上してありますけれども、19年度からこれが始まりまして、任意で設置をするということになっておりますから6戸しか申請者がなかった。また、20年度におきましては3世帯、21年度では1世帯というようなことから、非常にこの火災報知器の設置がおくれているというか、進んでいないというのが現実問題でございます。

法律的には任意ということで、ここに設置をすればいいということになっておりますが、なかなか事業がうまく進んでいないというのも実態でございます。これらにつきましては、消防等とも協議をしながらPR等に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 ちょっと厳しいかもしれませんが、私の言い方が。これは、私も消防議員で監査委員をやっている、3カ月の例月がありまして、それで報告があります。これはことしの6月で、高齢者のみならず全戸についての火災報知器の設置義務というのが、これは課されると思います。したがって、それまでの6月に、これはどうしても全戸にそういうものについての該当ではなくて、義務化になっているということについての認識はしておりましたか。

●小野木議長 答弁、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 今、大崎議員から聞きまして、初めて知ったということでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 したがって、そういう認識と不勉強であれば、当然やはり町民に対する火災についての啓蒙なんていうのは、言わずもがなの話でありまして、ですから、このことについてはもう少し学習をしてもらわないといけないのではないかと、こう思います。

それとあわせて、先ほどは年度ごとにそういう戸数を上げていただきましたけれども、これはあえてそういうものを触れさせていただければ、やはり住民の災害についての認識、意識というのはどうなっているのだということを問われた場合に、これは説明の余地はない、私はそう思います。ましてや、このように予算を昨年と同額です、3万円ということが上げられたこの議論は、やはり町内の担当ポジションでできていないと言われても、これは言い過ぎではないなというところを私自身はいたします。したがって、それらの姿勢をきっちりとは後はただしていかなければいけないと。私はそのことについて知らなかった、わからなかったというのは、これは認めたいと思いますが、少なくともその姿勢というものを持っていただきたいなど、こう考えますので、それらについての指導的立場にある町長のお考えをお聞きしたいと。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本当に申しわけないけれども、御指摘のとおりです。ただ、火災報知器等については、法律的にはしなければならないということになっているのですが、公共施設はある程度義務的につけなければならないので予算の範囲内でやっていますが、今、御承知のとおり、民間ではなかなか、新築は別として在来の家でしなければならない罰則規定がないものですから、なかなか民間の方は自分で金を出してやらないのが現状です。そういうことは、消防のほうから私も正直言って受けておりました。

話は戻りますが、先ほど言いましたスプリンクラーも予算が通りましたら、当然、交付金等々の関係もありますけれども、できればその辺も、万が一災害が起きたら取り返しがつきませんので、事前着工できるかどうか。できるのであれば予算を持っていますので、4月になれば1日も早くそういった工事に向けて取り進めたいと思います。この点についても、特養のほうと十分協議をしながら、もし、そういうような事前着工ができるのであれば、即やりたいというふうに思っております。

また、今言った家庭の取り扱い等についても、そういう取り扱い等についても、火災報知器等についてもできるだけ広報等でPRし、私どもの施設については、ある程度義務づけ化されておりますので、早急に取りつけ工事を行いたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 11時15分まで休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4目障害者福祉費。

(な し)

- 小野木議長 5目老人医療費。
(な し)
- 小野木議長 6目福祉医療費。
(な し)
- 小野木議長 7目福祉バス等管理費。
(な し)
- 小野木議長 8目後期高齢者医療費。
(な し)
- 小野木議長 2項児童福祉費、1目保育所費。
(な し)
- 小野木議長 2目子育て支援費。
(な し)
- 小野木議長 3目学童保育所費。
(な し)
- 小野木議長 4目児童措置費。
(な し)
- 小野木議長 3項災害救助費、1目災害救助費。
(な し)
- 小野木議長 4款衛生費、2項保健衛生費、1目保健衛生総務費。
(な し)
- 小野木議長 2目保健センター管理費。
(な し)
- 小野木議長 3目保健指導費。
(な し)
- 小野木議長 4目乳幼児等医療費。
(な し)
- 小野木議長 5目清掃費。
(な し)
- 小野木議長 6目し尿処理費。
(な し)
- 小野木議長 2項簡易水道費、1目簡易水道費。
(な し)
- 小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。
(な し)
- 小野木議長 2目農業総務費。
(な し)

●小野木議長 3目土地改良総務費。

(な し)

●小野木議長 4目道営事業費。

説明第3号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第3号道営負担事業の施行について。

平成23年度において、農地の土地基盤整備のため道営負担事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しております。

1、事業概要について、事業施行箇所については、次の1から3ページの事業施行位置図を参照いたします。

対図番号①、1ページ、茂岩地区道営担い手畑地帯総合整備事業、全体事業費1億1,000万円、20%受益者負担2,200万円。この事業については、24年度地区完了予定でございます。事業内容は、暗渠排水55.6、心土破砕18.7ヘクタールであります。

対図番号②、2ページ、長節地区道営担い手畑地帯総合整備事業、全体事業費2,500万円、20%受益者負担500万円。この地区については、25年度完了予定でございます。事業内容は、暗渠排水13.8、心土破砕3.8ヘクタール。

対図番号③、3ページ、二宮地区道営担い手畑地帯総合整備事業、全体事業費3,000万円、20%受益者負担600万円、事業内容は、事業施行のため調査設計となっております。

次に、礼文内地区道営担い手畑地帯総合整備事業、全体事業費200万円、計画樹立のため補助2分の1、100万円を町費負担とします。この地区については新規計画地区で、平成23年度計画樹立を行い、事業期間は平成24年度から28年度を予定しております。全体受益面積135.3ヘクタール、受益戸数21戸で、暗渠排水133.3、心土破砕4.8ヘクタールの事業を予定しております。なお、事業主体は北海道であります。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 5目中山間地域対策費。

(な し)

●小野木議長 2項畜産業費、1目畜産業費。

(な し)

●小野木議長 3項林業費、1目林業総務費。

(な し)

●小野木議長 2目林道整備費。

説明第4号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第4号林道開設工事の施工について。

平成23年度において、林道開設工事を施工することとし、第5款農林水産業費に計上しました。

この工事については、森林整備加速化・林業再生事業により施工するもので、平成21年度に整備を終了した基幹林道安骨線の支線道路として開設し、今後予定されている間伐及び皆伐事業の効率化に寄与するものと考えております。

1、工事概要について。事業施工箇所については、次ページの施工位置図を参照願います。

対図番号①、基幹作業道安骨1号支線開設工事、工事予算額800万円、工事内容としては、開設延長650メートル、いずれも幅員は4メートル、砂利圧30センチであります。

対図番号②では、安骨2号4号支線、工事予算額920万円、工事内容として、開設延長750メートル。

対図番号③では、安骨3号支線、工事予算額1,370万円、工事内容として、開設延長1,100メートル。

備考として、新規地区でありすが、23年単年度で工事完了することとしております。全体工事予算額は3,090万円で、工事費の全額が森林整備加速化・林業再生事業で助成されることとなっております。

なお、契約の方法は指名競争入札で行います。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 3目治山事業費。

説明第5号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第5号茂岩地区小規模治山工事の施工について。

平成23年度において、茂岩地区小規模治山工事を施工することとし、第5款農林水産業費に計上しました。事業施工箇所については、次ページの施工位置図を参照願います。

施工箇所については、豊頃町総合体育館南側駐車場ののりどめ改修で、昨年引き続き施工し、23年度で完了します。全体延長は124メートルで、昨年度50メートルの改修を行っております。

1、工事概要について、工事名については茂岩地区小規模治山工事、工事予算額1,390万円、工事内容として土とめ工、重力式コンクリートで延長74メートル、高さ2.7メートルであります。

なお、契約の方法は指名競争入札であります。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 4項水産業費、1目水産業総務費。

(な し)

●小野木議長 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

(な し)

- 小野木議長 2目観光費。

(な し)

- 小野木議長 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(な し)

- 小野木議長 2項道路橋寮費、1目道路橋梁維持費。

(な し)

- 小野木議長 2目除雪費。

(な し)

- 小野木議長 3目国庫補助道路整備費。

説明第6号、渡部施設課長。

- 渡部施設課長 説明第6号町道整備工事の施工について御説明いたします。

工事箇所につきましては、別に施工位置図を添付しておりますので参照していただきたいと思
います。

工事概要について説明いたします。

対図番号1ページ、社会資本整備総合交付金事業、北栄幹線改良舗装工事、工事予算額は1億
5,730万円、工事内容は改良舗装、延長1,030メートル、幅員5.5メートルでありま
す。

対図番号2ページ、同じく社会資本整備総合交付金事業、二宮第1号支線改良舗装工事、工事
予算額は6,200万円、工事内容は改良延長180メートル、舗装延長492メートル、幅員
4メートルであります。

これら2路線につきましては、昨年度からの継続事業であります。

対図番号3ページ、地方特定道路整備事業、牛首別1号線改良舗装工事、工事予算額は180
万円、工事内容につきましては、改良舗装延長15メートル、幅員4メートル、起点の取りつけ
工ということで考えております。この路線につきましては、本年度、新規着工路線であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により行いたいと考えておりますので、よろしくお
願いいたします。

- 小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 3項住宅費、1目住宅管理費。

説明第7号、渡部施設課長。

- 渡部施設課長 説明第7号町営住宅塗装改修工事の施工について御説明いたします。

工事の施工箇所は3カ所になっております。

まず、茂岩栄町A団地、これは旧茂岩保育所グラウンドの南側の住宅です。工事予算額128
万1,000円、2棟4戸です。

次に、茂岩栄町B団地、これは豊頃医院の東側の住宅になります。273万円、5棟10戸。

次に、町有二宮住宅、これは構造改善センター東側及び二宮郵便局の西側の住宅になります。

128万1,000円、2棟2戸、工事予算額は合わせて529万2,000円であります。

なお、契約方法につきましては、一部130万円という財務規則の規定の以下ですので、2件随契ということで考えております

以上です。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑ありませんか。

(なし)

●小野木議長 4項河川費、1項河川総務費。

(なし)

●小野木議長 5項施設費、1目施設管理費。

(なし)

●小野木議長 6項公共下水道費、1目公共下水道総務費。

(なし)

●小野木議長 8款消防費、1項消防費、1目消防費。

(なし)

●小野木議長 2項災害対策費、1目災害対策費。

(なし)

●小野木議長 9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

(なし)

●小野木議長 2目教育研究所費。

(なし)

●小野木議長 3目学校保健費。

(なし)

●小野木議長 4目スクールバス管理費。

(なし)

●小野木議長 2項小学校費、1目学校管理費。

説明第8、山本教育課長。

●山本教育課長 説明第8号小学校体育館屋根改修工事の施工について御説明申し上げます。

本件につきましては、経年劣化によるすが漏りの原因を解消するため、平成23年度、下記のとおり豊頃及び大津小学校体育館屋根改修工事を施工することとし、第9款教育費に計上いたしました。

工事概要でございますが、工事名、豊頃小学校体育館屋根改修工事、工事予算額1,128万8,000円、工事の内容でございますが、屋根改修といたしまして、長尺カラートタンの新設581平方メートル及び屋上防水改修356平方メートルでございます。

次に、工事名、大津小学校体育館屋根塗装改修工事、工事予算額510万3,000円、工事内容でございますが、屋根のポリウレタン樹脂塗装856平方メートルでございます。

なお、契約の方法は指名競争入札でございますので、よろしく御審議くださるようお願い申し

上げます。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)

●小野木議長 2目教育振興費。
(な し)

●小野木議長 3項中学校費、1目学校管理費。
(な し)

●小野木議長 2目教育振興費。
(な し)

●小野木議長 4項社会教育費、1目社会教育総務費。
(な し)

●小野木議長 2目文化振興費。
(な し)

●小野木議長 3目図書館費。
(な し)

●小野木議長 4目える夢館費。
(な し)

●小野木議長 5項保健体育費、1目保健体育総務費。
(な し)

●小野木議長 2目体育施設費。
(な し)

●小野木議長 3目学校給食費。
(な し)

●小野木議長 10款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費、1目災害調査費。
(な し)

●小野木議長 2項公共土木施設災害復旧費、1目災害調査費。
(な し)

●小野木議長 11款公債費、1項公債費、1目元金。
(な し)

●小野木議長 2目利子。
(な し)

●小野木議長 3目公債諸費。
(な し)

●小野木議長 12款予備費、1項予備費、1目予備費。
(な し)

●小野木議長 次に、157ページから168ページまでの平成23年度給与費明細書について

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

4番森議員。

●4番森議員 39ページ、総務費の中の旧礼文内小学校校舎の解体ということで、この中に体育館等もあるのですが、これらも含まれていますかどうか聞きます。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 現在、全体の校舎、それから旧体育館、新体育館、それらを全部取り壊すということで地域では協議をしております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

次に、8ページの第2表、地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本一般会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 全般的なことでお聞きいたします。

ただいま、説明の中で、各施設の解体、あるいは社会資本を含めた整備事業の工事等、これらについて説明がございました。昨今の本町全体の建設業界の疲弊ということ、町長は当然お聞きになっていると思うのですが、それらについての業者並びに労務者の雇用と仕事の確保ということで、できるだけこれらについての早期発注を望むところであります。したがって、その辺の考え方も、今、各課からの説明をいただきまして、あすにでも議決されたならば、工事に着工できるような内容のものも説明ございました。大・小・中ございますので、それらについての御配慮をいただいて、町長自らの執行権で発注を早期にお願いしたいというところを含めて、それらの考え方をお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私も、工事等につきましては、これまでも地域の方々でできるもの、地元の業者でできるものについては積極的に発注して行っていたと考えております。しかし、物によっては、どうしても技術の面から、他の町村からお願いするものもあったかと思いますが、これからは私ができるだけ地元の会社の方々をお願いし、また、雇用促進についても指導していきたいというふうに考えております。

予算が可決されまして、新年度4月に入りましたら、できるものからある程度急いで業者に発注していきたい。昨日、審議していただきました補正予算等の中でも、あるものについては当然年度内に発注できますので、そういうものについても積極的に進めてきたいと思っております。これか

らもそういった考え方で、工事等々については地元を優先していきたいという考えでおります。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 総体的な中で、それぞれの考え方で臨んでいただくことについての力強さを感じた次第であります。若干細かい意見もございますが、もう2点ほどお聞きしたいと思います。

実は、過日の臨時議会等も通しまして、都市間バスの廃止ということが議論されました。それについても方針的には、今後は廃止せざるを得ないというようなことで提案されたとおりに、議会もそれについては承認をしたという経緯がございます。しかし、その反面、ここがございますコミバスの運行等の予算も計上されました。これについての兼ね合いからいって、福祉バス、あるいはコミバスについての町民、住民の利用というものについては、非常に歓迎と期待をして利用されているように把握しております。ただし、検討していただきたい点は住民の生の声であります。学校等の教育行政の中のスクールバスの運行とコミバス、福祉バス、患者バス、これらについての運行が、今、非常に計画的に網羅されて運行されていますが、ややもすると若干ダブっている路線についてございますし、あるいは、逆に、抜けている時間帯と路線があるというふうにお聞きしております。これについては、今ここでこの件について解決ということにはなりません。これらについての運行を綿密に各ポジション、例えば教育委員会、それから住民課、福祉課、こういう担当の中で、綿密にダイヤ並びにそれらの路線の時間帯を御検討していただきたいと、こういうような強い住民からの要望もあるやに聞いております。どうかその辺の内部の連携といいますか、担当部署の連携を密にしていくべきだということ強く感じますので、その辺の御指導と今後の姿勢といいますか、それらについてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

もう1点、今回のトイレの予算も管理費を上げられております。現在、ポケットパークの場所にトイレがありますが、冬期間これは使用禁止になっております。これも住民の声であります。私どももそうですが、急を要する場合、これらについての所定の場所に用を足すために行ったところがシャッターがおりていると。近隣の商店に利用をお願いしたが、うちは公衆便所ではないということで断られた。その辺のポケットパーク、信金さんの隣ですが、これらについての利用を通年できるものかどうかというところもお考えをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 初めに、私のほうから車両等の運行について答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、コミバス、それからスクールバス、町営バス、患者輸送車とそれぞれ運行しております。時間帯を決めながら運行している現状であります。また、この時間帯につきましては、各課それぞれ担当する課が時間帯等を協議しながら現在も運行している状況でありまして、その用務に係る者については多少時間帯がダブる場合もあるかと思っておりますけれども、その辺も調整しながら運行している現状であります。

また、今後、路線それから時間帯等、十分また連携をとりながら、調整を図りながら、町民の方に利用しやすいような運行体制を図っていきたく思いますし、特に最近ですと、コミバスの路線が非常に乗車率がよくないところを走っているという話も地域からお聞きしまして、4月1日から路線変更ということで利用しやすいような路線の方法もっております。内部でも調整いたしますけれども、地域からそういう声が、利用者からそういう声があった場合には十分検討して、早期に体制をつくっていききたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●小野木議長 柄崎住民課長。

●柄崎住民課長 信金横のトイレにつきましては、実は以前から冬期間については閉鎖をしておりますけれども、これについては、内部に暖房設備もありませんし、冬期間、凍結するということから、冬期間については閉鎖させていただいているところでありますけれども、新年度につきましては友遊館のほうも、今後、開館するというございますので、そちらのほうとも十分協議しながら、冬期間の対応について検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号平成23年度豊頃町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、1時まで休憩します。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第4号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計予算、184ページ、歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税。

(な し)

- 小野木議長 2 款使用料及び手数料、1 項手数料。
(な し)
- 小野木議長 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。
(な し)
- 小野木議長 2 項国庫補助金。
(な し)
- 小野木議長 4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金。
(な し)
- 小野木議長 5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金。
(な し)
- 小野木議長 6 款道支出金、1 項道負担金。
(な し)
- 小野木議長 2 項道補助金。
(な し)
- 小野木議長 7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金。
(な し)
- 小野木議長 8 款財産収入、1 項財産運用収入。
(な し)
- 小野木議長 9 款繰入金、1 項他会計繰入金。
(な し)
- 小野木議長 2 項基金繰入金。
(な し)
- 小野木議長 1 0 款繰越金、1 項繰越金。
(な し)
- 小野木議長 1 1 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。
(な し)
- 小野木議長 2 項雑入。
(な し)
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
次に、1 9 2 ページから、歳出についても項ごとに質疑を受けます。
1 款総務費、1 項総務管理費。
(な し)
- 小野木議長 2 項運営協議会費。
(な し)

- 小野木議長 2 款保険給付費、1 項診療諸費。
(な し)
- 小野木議長 2 項高額療養費。
(な し)
- 小野木議長 3 項移送費。
(な し)
- 小野木議長 4 項出産育児諸費。
(な し)
- 小野木議長 5 項葬祭諸費。
(な し)
- 小野木議長 3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等。
(な し)
- 小野木議長 4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等。
(な し)
- 小野木議長 5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金。
(な し)
- 小野木議長 6 款介護納付金、1 項介護納付金。
(な し)
- 小野木議長 7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金。
(な し)
- 小野木議長 8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。
(な し)
- 小野木議長 2 項保健事業費。
(な し)
- 小野木議長 9 款基金積立金、1 項基金積立金。
(な し)
- 小野木議長 1 0 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。
(な し)
- 小野木議長 2 項国保診療報酬支払基金委託金。
(な し)
- 小野木議長 1 1 款予備費、1 項予備費。
(な し)
- 小野木議長 次に、2 0 7 ページの平成 2 3 年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第5号平成23年度豊頃町介護保険特別会計予算について審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町介護保険特別会計予算書、216ページ、歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款介護保険料、1 項介護保険料。

(な し)

●小野木議長 2 款使用料及び手数料、1 項手数料。

(な し)

●小野木議長 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

●小野木議長 2 項国庫補助金。

(な し)

●小野木議長 4 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

●小野木議長 2 項道補助金。

(な し)

●小野木議長 5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金。

(な し)

●小野木議長 6 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 小野木議長 7 款繰入金、1 項他会計繰入金。
(な し)
- 小野木議長 2 項基金繰入金。
(な し)
- 小野木議長 8 款繰越金、1 項繰越金。
(な し)
- 小野木議長 9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。
(な し)
- 小野木議長 2 項雑入。
(な し)
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
次に、224 ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。
1 款総務費、1 項総務管理費。
(な し)
- 小野木議長 2 項徴収費。
(な し)
- 小野木議長 3 項介護認定審査会費。
(な し)
- 小野木議長 4 項運営協議会費。
(な し)
- 小野木議長 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。
(な し)
- 小野木議長 2 項介護予防サービス等諸費。
(な し)
- 小野木議長 3 項その他諸費。
(な し)
- 小野木議長 4 項高額介護サービス等費。
(な し)
- 小野木議長 5 項高額医療合算介護サービス等費。
(な し)
- 小野木議長 6 項特定入所者介護サービス等費。
(な し)
- 小野木議長 3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費。
(な し)

●小野木議長 2項包括的支援事業・任意事業費。

(な し)

●小野木議長 4款基金積立金、1項基金積立金。

(な し)

●小野木議長 5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

(な し)

●小野木議長 次に、239ページから245ページの平成23年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号平成23年度豊頃町介護保険特別会計予算書は、原案のとおり可決されました。

議案第6号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算書、254ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料。

(な し)

●小野木議長 2款繰入金、1項他会計繰入金。

(な し)

●小野木議長 3款繰越金、1項繰越金。

(な し)

- 小野木議長 4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。
(な し)
- 小野木議長 2 項償還金及び還付加算金。
(な し)
- 小野木議長 3 項雑入。
(な し)
- 小野木議長 5 款広域連合支出金、1 項広域連合支出金。
(な し)
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 次に、258 ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。
1 款総務費、1 項総務管理費。
(な し)
- 小野木議長 2 項徴収費。
(な し)
- 小野木議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金。
(な し)
- 小野木議長 3 款諸支出金、2 項償還金及び還付加算金。
(な し)
- 小野木議長 4 款予備費、1 項予備費。
(な し)
- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第6号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可

決されました。

議案第7号平成23年度豊頃町医療施設特別会計予算について質疑をします。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町医療施設特別会計予算書、268ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

●小野木議長 2 款繰入金、1 項他会計繰入金。

(な し)

●小野木議長 3 款繰越金、1 項繰越金。

(な し)

●小野木議長 4 項諸収入、1 項診療報酬収入。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、272ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款医院費、1 項医院費。

説明第9号、吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 説明第9号豊頃町医療用エックス線装置等の購入について御説明いたします。

本件は、平成2年に町立豊頃町医院に整備しましたエックス線撮影装置、診断用エックス線テレビ装置及びレントゲン自動現像機が20年を経過し、修理用部品もないことなど、さらにこれからの医療機器を維持することが大変困難なために、平成23年度において医療用エックス線装置等を購入することとし、医療施設特別会計第1款医院費に計上いたしました。

事業概要であります。備品名は医療用エックス線装置等です。予算額は2,420万円、備品内容は、医用画像管理システム、エックス線撮影システム、エックス線テレビシステム、ブッキー撮影装置、昇降式フローティングブッキー撮影台、二重エネルギー骨エックス線吸収測定一体型装置の6種類です。

なお、購入する部品等につきましては、豊頃町、八重柏院長と協議をし、決定をさせていただきました。

次に、契約の方法は、指名競争入札で行う予定です。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 2 款診療所費、1 項診療所費。

(な し)

- 小野木議長 3 款歯科診療所費、1 項歯科診療所費。

(な し)

- 小野木議長 4 款公債費、1 項公債費。

(な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号平成23年度豊頃町医療施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第8号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計予算について質疑をします。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町簡易水道特別会計予算書、284ページ、歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

- 小野木議長 2 項手数料。

(な し)

- 小野木議長 2 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

- 小野木議長 3 款繰入金、1 項他会計繰入金。

(な し)

- 小野木議長 4 款繰越金、1 項繰越金。

(な し)

- 小野木議長 5 款町債、1 項町債。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 次に、288ページから、歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費、1 項総務管理費。

説明第10号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第10号水道施設更新工事の施工について御説明いたします。

本工事は、水道施設の老朽化した機械電気設備などを計画的に更新するために、昨年度に引き続き継続して工事を行うものであります。

工事箇所につきましては、別に施工位置図を添付しておりますので参照していただきたいと思っております。

工事概要は、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業、水道施設更新工事、工事予算額は7,110万円、工事内容は、二宮浄水場の機械電気設備更新、施設内配管工事及び統内ポンプ場並びに湧洞配水池の機械電気設備更新であります。

なお、契約方法につきましては、指名競争入札により行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 ただいま説明を受けました件で、この3カ所についての機械電気設備の更新一式ですが、これについては同時に3カ所ということについての耐用的な年数というのは、どの程度考えたらよろしいのか。あるいは、このことについて、どのくらいのサイクルで今後想定されるのかというところを参考にお聞きしたいのですが、説明をお願いできますか。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 お答えいたします。

それぞれの施設で交換する設備、機械等が、いろいろなものがあります。例えば、二宮であれば薬品の注入設備だとか、流量計、計装盤、そのほかポンプだとかいろいろありますが、それぞれ一番新しいものでは設置してから12年、古いものでは22年が経過しております。この事業が6年間ぐらい続くわけですが、古いものから順次交換し、事業が終わるときには、今後また15年程度は使用していただけるものと考えております。

●小野木議長 2 款公債費、1 項公債費。

(な し)

●小野木議長 3 款予備費、1 項予備費。

(な し)

●小野木議長 次に、293ページから299ページまでの、平成23年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、280ページの第2表、地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第9号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計予算について審議をします。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町公共下水道特別会計予算書、310ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款分担金及び負担金、1項分担金。

(な し)

●小野木議長 2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

●小野木議長 3款繰入金、1項他会計繰入金。

(な し)

●小野木議長 4款繰越金、1項繰越金。

(な し)

●小野木議長 5款諸収入、1項貸付金元利収入。

(な し)

●小野木議長 6款国庫支出金、1項国庫補助金。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、314ページからの歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1款総務費、1項総務管理費。

(な し)

●小野木議長 2項施設管理費。

(な し)

●小野木議長 2款公債費、1項公債費。

(な し)

●小野木議長 3款予備費、1項予備費。

(な し)

●小野木議長 次に、319ページから324ページまでの平成23年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、306ページの第2表、債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

●小野木議長 お諮りします。

議事の都合により、3月11日から3月15日までの5日間は休会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、3月11日から3月15日までの5日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時25分 散会